**子どもからセクシュアル・ハラスメント**

**について相談された。**

**Ｑ 16**

教職員がセクシュアル・ハラスメントに関する正しい認識や生起した場合の対応について正しく理解していないために、初期対応を誤り、解決を難しくしてしまう場合があります。被害者である子どもの立場に立ち、一人で抱え込まず、組織的に対応することが重要です。

**Ａ１　必ず複数の教職員で、また、１人は相談者が希望する性別の者が対応しましょう。**

相談対応の際は、次の５つのポイントに配慮して、被害を受けたことについて相談してくる子どもの立場に立った対応を心がけましょう。

1. 相談してくる子どもが安心できる雰囲気をつくりましょう。（次頁の**〈ポイント〉**参照）
2. 先入観をもたず、子どもの心の内面に配慮して相談を受けましょう。
3. 事実確認を急がずに、子どものペースにあわせて聞き取りをしましょう。
4. 被害を受けたと主張する子どもの発言を疑うなど、二次被害を起こさないように、聞き取りをしましょう。

⑤ 子ども自身が自己決定する意欲をもち、自分への信頼感を回復するように支援しましょう。

**Ａ２　校長・准校長、教頭を中心に、学校体制として対応しましょう。**

相談を受けたときは、一人で抱え込むことなく校長・准校長、教頭などに連絡し、学校として組織的に取り組み、被害にあったと考えられる子どもや保護者の思いや願いを聞いて適切に支援することが重要です。また、大阪府教育センターの「すこやか教育相談」や、第三者機関の相談窓口を活用することもできます。

※　ＣＨＥＣＫ②にあげている相談窓口を参考にしてください。

**Ａ４　パワー・ハラスメントについて理解を深めましょう。**

「教職員と子ども」という関係性は往々にして、子どもたちが断ることができない状況を生み出します。立場の強い者が立場の弱い者に対し、その強さを背景に人格や尊厳を侵害する言動をとるという点で、教職員による子どもへのセクシュアル・ハラスメントはパワー・ハラスメントと共通点があります。そのため、パワー・ハラスメントについての理解を深めておく必要があると言えます。

**Ａ３　被害にあった子どもの心と体の回復と再発・未然防止に向けた取組みを進めましょう。**

重要なことは、被害にあった子どもが再び元気に学校生活を送れるようになることです。そのためには、被害にあった子どもが、学校に居づらくなることのないように、子どもや保護者に対する長期的な心のケアなどの支援、及び学校における子どもたちの人間関係の再構築が必要です。

また、再発・未然防止のための方策としては、予防教育やジェンダー平等教育を推進するとともに、子ども・保護者へのリーフレット配付など、セクシュアル・ハラスメント防止の基本的な考え方や救済システムの周知を図ることが重要です。

職場におけるパワー・ハラスメントについては、「労働施策総合推進法」に、①「優越的な関係を背景とした言動であって」、②「業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより」、③「労働者の就業環境が害されること」とあります。学校における教職員から児童生徒へのパワー・ハラスメントについても、「職場」を「学校」に置き換えて理解する必要があります。

**〈ポイント〉**

信頼し、守ってくれるはずの大人から被害を受けた子どもは、なかなかその思いを伝えることはできません。身近に信頼できる人がいなかったり、「恥ずかしい」と感じたり、「自分が悪いから」と自分を責め、誰にも相談できず深刻な事態に至ったりしたケースもあります。

「あなたが悪いのではない」という言葉かけは、そのような子どもたちを勇気づける重要なキーワードです。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

①「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和５年７月13日改正）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html>

　児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

②「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために

　　～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」（大阪府教育庁　平成29〔2017〕年５月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35624/sekuharaglh29.pdf>

基本的な考え方・未然防止のための校内体制・子どもの立場に立った適切な対応のあり方等について示してあります。

③「セクシュアル・ハラスメント防止のために－障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点」（大阪府教育委員会　平成22〔2010〕年11月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9319/p71-73.doc>

④「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために　Q＆A集」

（大阪府教育委員会　平成15〔2003〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharaqa.html>

基本的な考え方、初期対応や中・長期的な取組みなど、Ｑ＆Ａ方式で分かりやすく構成されています。

また、生起したときの学校の対応をまとめたフローチャートもあります。

⑤「セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット」小中学校版（大阪府教育委員会　平成18〔2006〕年４月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharari-hu.html>

「セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット」高校版（大阪府教育委員会　平成21〔2009〕年４月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html>

⑥「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省　令和３〔2021〕年４月）

発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育です。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざすものです。

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html>

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「すこやか教育相談の案内」（大阪府教育センター教育相談室　ホームページ）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

　大阪府教育センターの教育相談の窓口で、セクシュアル・ハラスメントを含め、さまざまな相談を受け付けています。

②「学校における児童・生徒のための『被害者救済システム』」（大阪府教育委員会　令和元〔2019〕年12月改定版）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/kyuusai/index.html>

学校において児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童・生徒間のいじめ等）が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図ります。対象校は、府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校です。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（大阪府教育委員会　平成15〔2003〕年７月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/dannjo-sidoujirei.html>

②「こどもエンパワメント支援指導事例集」（大阪府教育委員会　平成19〔2007〕年３月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35603/empa2016.pdf>

セクシュアル・ハラスメントを未然防止するためには、ジェンダー平等の精神に基づいた学級・学校づくり（教育環境の醸成）や、子どもたち自身が自らを守る力をつけることが必要です。上記の冊子には、基本的な考え方とともに、教材や指導事例が豊富に掲載されています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』」(大阪府　各年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/work/index.html>

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわWEB』」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/portal/index.html>

この資料には「性的マイノリティの人権のこと」について記載されています。性的マイノリティの人権問題について理解するため、必ず読んでおきましょう。

ＣＨＥＣＫ③－①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」では、性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントについて触れています。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part2 －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第１章の４では、子どもの感情に寄り添い理解するために大切にしたい「受容・傾聴・共感」の姿勢とスキルについて説明されています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html>

性的マイノリティに関して、当事者の現状や、学校として取り組むべきことや配慮等について、分かりやすくまとめています。

*★ＣＨＥＣＫ⑥★*

①「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」

(大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課（労働相談センター）　令和４〔2022〕年12月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/sogorodo/hara-sassi/index.html>

②「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

　 (大阪府教育委員会　令和４〔2022〕年４月１日)

<https://www3.osaka-c.ed.jp/chuo/d0504858701912ce36f3af47c54468cd.pdf>

　 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

　　(大阪府教育委員会　令和４〔2022〕年４月１日)

<https://www3.osaka-c.ed.jp/chuo/e595ff4593bbb44bc314647cf8f4ce0b.pdf>

　 「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針

　 (大阪府教育委員会　令和４〔2022〕年４月１日)

<https://www3.osaka-c.ed.jp/chuo/89fb19aca485493de6cd1f6448f87d05.pdf>

セクシュアル・ハラスメントに係る子どもからの訴えに敏感に反応するためには、管理職を含むすべての教職員が、自らの人権感覚を磨くとともに互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めるとともに、日頃から管理職を含めた教職員どうしでコミュニケーションを取ったり、校内研修等を通じてパワハラやセクハラに関する共通理解を深めたりするなど、子どもが相談しやすい環境を整えておくことが大切です。上記３つの指針では、こうした大切な観点について、詳しく触れています。

*★ＣＨＥＣＫ⑦★*

「安全で安心な学校づくり 人権教育ＣＯＭＰＡＳＳ」シリーズ　(大阪府教育センター)

「男女平等教育」では、児童生徒がセクシュアル・ハラスメントに直面したときの対応策についても掲載しています。